鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示
生活保護法による医療機関の指定
土地改良区の役員の就任
土地改良区の役員の退任
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定（二件）
保安林の指定の解除予定
土地収用法による土地の立入り
開発行為に関する工事の完了
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告示

鳥取県告示第千二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事 平林鴻三

名称	所在地	指定年月日
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	昭和五十六年十一月十日

鳥取県告示第千二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事 平林鴻三

就任した役員の氏名及び住所

理事	佐伯 哲雄	西伯郡会見町諸木三〇一
〃	岩田 茂光	〃 七八
〃	杉村 淳	米子市別所一〇一三
〃	湯原 務	〃 諏訪六九一

〃　須山　克己　〃　二〇三

昭和五十六年十一月二日就任　任期昭和五十八年五月二十五日まで

鳥取県告示第千二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平林　鴻三

退任した役員の氏名及び住所

理事	桑本多喜雄	東伯郡大栄町大字由良宿一三二
〃	油本　登	〃　大字六尾四一〇
〃	内川　勇	〃　大字妻波一七二〇
〃	谷岡　良夫	〃　東伯町大字槻下六九二

昭和五十六年十月十六日退任

鳥取県告示第千二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和五十六年十二月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平林　鴻三

鳥取県告示第千二百三十二号

昭和五十六年九月二日付けで関金町から申請のあった土地改良（横峯地区暗きょ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平林　鴻三

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月九日から二十九日間

三　縦覧に供する場所

関金町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百三十三号

昭和五十六年九月二日付けで関金町から申請のあつた土地改良（横峯地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　縦覧に供する書類
　土地改良事業計画書及び条例の写し
二　縦覧に供する期間
　昭和五十六年十二月九日から二十九日間
三　縦覧に供する場所
　関金町役場
四　異議の申出
　利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　解除予定に係る保安林の所在場所
　日野郡日南町上萩山字栢ノ谷一七三三の一、字滑鉄山所一七三九の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　水源のかん養
三　解除の理由
　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　起業者の名称
　中国電力株式会社

二　事業の種類
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づく電気工作物（水力発電所）の設置
三　立ち入ろうとする土地の区域
八頭郡智頭町大字八河谷、大字芦津、大字大呂、大字西野、大字大内、大字郷原、大字毛谷、大字篠坂、大字南方及び大字智頭地内
四　立ち入ろうとする期間
昭和五十六年十二月十二日から昭和五十七年十二月十一日まで

鳥取県告示第千二百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　開発許可の年月日及び番号
昭和五十五年十一月二十六日　鳥取県指令受都計第二百五十四号
二　開発区域に含まれる地域の名称
気高郡鹿野町大字今市字小林南門前及び字桜馬場南（二工区）
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
東伯郡三朝町大字大瀬一二一〇
三朝観光株式会社
代表取締役　金田政之

鳥取県告示第千二百三十七号

昭和五十七年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントに係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十六年十二月八日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　指名競争入札に参加する者に必要な資格
指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行った審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。
1　資格審査基準日（昭和五十七年一月一日をいう。以下同じ。）前二年の各事業年度における製造高又は収入高
2　従業員の数
3　資本又は出資の額
4　営業年数
5　機械器具、車両、運搬具等の保有量
6　流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比

で表わしたものをいう。）
7　その他経営及び信用の状態
二　資格審査の申請手続
指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、昭和五十七年二月二十八日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。
なお、昭和五十六年度に資格を得たもので、印刷、建物清掃、機械清掃、環境衛生設備清掃、砂利採取又は採石に係る業を営むものにあつては5、7及び8に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては2、3、5、8及び9に掲げる書類を省略することができる。
1　経営実態調書（様式第二号）
2　営業用機械器具調書（様式第三号）
3　貸借対照表（資格審査基準日前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）
4　資格審査基準日前一年に納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書
5　営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）
6　許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面
7　個人にあつては、禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを証する書面
8　印鑑証明書
9　砂利採取業又は採石業を営む者にあつては、昭和五十五年度に鳥取県に砂利又は採石を納入した実績（金額）を証する書面
10　委任状（年間委任の場合に限る。）
三　資格審査の結果の通知
資格審査の結果資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。
四　資格の有効期間
一による資格の有効期間は、昭和五十七年度限りとする。ただし、昭和五十八年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第一号（表面）

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事　平　林　鴻　三　殿

昭和57年度において鳥取県で発注される下記営業種目の 製造の請負・物件の売買・役務の提供 に係る指名競争入札に参加する資格の審査を受けたいのでお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和　　年　　月　　日

郵便番号　□□□－□□

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　局（　）－　　　番

記

審査を希望する営業種目	裏面のとおり

店舗の写真	本社（本店）の位置（略図）

（注）審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

（裏面）

審査を希望する営業種目

番号	大分類	番号	小分類	記事

様式第2号（表面）

経営実態調書　　昭和　年　月　日現在

(1)区分	支社（支店）営業所等	
商号又は名称		
所在地		
代表者		
郵便番号 電話番号	〒 局（　）ー　番	〒 局（　）ー　番

(2)営業年数	創業	現組織に変更	営業年数
	年　月　日	年　月　日	年　月

(3)製造高、販売高、又は収入高	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から		年間平均高
	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	
	千円	千円	千円	千円	千円

(4) 経営規模

①流動比率	流動資産　千円 / 流動負債　千円 × 100＝　（貸借対照表より）%	%

②従業員の数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計
	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）	人 （　人）

③資本（又は出資）の額

区分	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）	計（千円）
資本金（又は出資金）			
準備金			
積立金			
繰越金（繰越欠損）			
計			

④設備

区分	機械器具（千円）	車両・運搬具（千円）	工具・器具（千円）	計（千円）
①価格（取得・製作）				
②減価償却費				
①－②価格				

(5) 前年度登録の状況	登録の有無	有　無	登録業種及び番号	業No.	左の格付　級

（裏面）

	番号	大分類	番号	小分類	左記分類の代理店又は特約店
(6) 代理店又は特約店（詳細は記載説明書参照）					
(7) 摘　要					

（注）　代理店又は特約店は、業種別にできるだけ詳細に記入し、その証明書を併せて添付すること。欄内に記入できないときは、別紙に記入すること。

様式第3号

営業用機械器具調書

名称	銘柄 規格等	台数	購入年月	購入時の価格	備考
				円	

(注) 1　本表は、この審査願提出の直前のものについて記入すること。
2　本表は、経営実態調書の「④設備」の欄の「機械器具」の内訳明細として作成するものとする。

様式第４号

貸借対照表

（　　年　　月　　日現在）

資産の部		資本の部	
項目	金額	項目	金額
現金・預金	円	支払手形	円
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
原材料		未払金	
仕掛品		未払費用	
製品（商品）		預り金	
貯蔵品		前受金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計（流動資産）		計（流動負債）	
土地		長期借入金	
固定資産（土地を除く）		その他の固定負債	
無形固定資産			
投資		計（固定負債）	
その他の固定資産			
		負債計	
計（固定資産）		資本金及び剰余金	
		当期利益金	
繰延勘定			
		計（資本）	
合計		合計	

【裏面除白】